

今治市市民ボランティア清掃活動費補助金交付要綱

平成26年3月13日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、今治市の美しいまちづくりを推進するため、市民が自主的に取り組む清掃活動（以下「ボランティア清掃活動」という。）に係る経費に対し、今治市市民ボランティア清掃活動費補助金（以下「補助金」という。）を、市が予算の範囲内で交付することにより、市民の美しいまちづくりに対する意識を高め、ごみの不法投棄を未然に防ぎ、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内の清掃活動を主たる活動とする非営利団体（NPO法人等を除く。）で、次の各号に掲げる条件に適合し、市長が認定する団体とする。

- (1) 団体の代表者が市内在住であること。
- (2) 団体の構成員の8割以上が、市内在住であること。
- (3) 団体の清掃活動が営利を目的としたものでないこと。
- (4) 清掃活動の範囲が、市内の道路、河川、海岸、公園その他の公共施設であること。

(団体の認定)

第3条 前条の認定を受けようとする者は、市民ボランティア清掃活動団体認定申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付し市長に提出するものとする。

- (1) 団体構成員名簿（別記様式第2号）
- (2) 清掃活動計画書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する認定申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その内容が適正であると認めるときは、申請者に対し市民ボランティア清掃活動団体認定書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(団体の変更等)

第4条 前条の規定により市長が認定した団体（以下「認定団体」という。）が、前条で認定申請した内容のうち、次の事項について変更したときは、変更後10日以内に市民ボランティア清掃活動認定団体変更届出書（別記様式第5号）を市長に届け出なければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の代表者

2 認定団体は、解散したときは、解散した日から30日以内に市民ボランティア清掃活動認定団体解散届（別記様式第6号）を市長に届け出なければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、ボランティア清掃活動に係る経費で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 清掃用具購入費
- (2) ボランティア保険料
- (3) 食糧費（ただし、清掃活動を実施するに当たり必要最小限の飲食費とする。）
- (4) その他市長が認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費のうち、市長が適当であると認めた経費とする。ただし、1団体当たり1年間（4月1日から翌年3月31日までの間をいう。以下同じ。）10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1年間1回とする。

(補助金の申請)

第7条 認定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、市民ボランティア清掃活動費補助金交付申請書（別記様式第7号）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 市民ボランティア清掃活動実績報告書（別記様式第8号）
- (2) ボランティア清掃活動に係る経費の領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の決定)

第8条 市長は、前条の規定により認定団体から申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、補助金額を決定し、申請があった認定団体に対し市民ボランティア清掃活動費補助金交付決定通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 認定団体は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに市民ボランティア清掃活動費補助金請求書（別記様式第10号）を市長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に決定した補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、今治市市民ボランティア清掃活動費補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日今治市要綱）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。